

原議保存期間	1年(平成29年3月31日まで)
有効期間	1年(平成29年3月31日まで)

警視庁総務部長
各道府県警察本部長 殿
(参考送付)
庁内関係各局部課長
管区警察局総務監察部長
管区警察局広域調整部長

警察庁丁給厚発第128号
平成28年4月1日
警察庁長官官房給与厚生課長

犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担による被害者支援について
警察庁においては、「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」
が取りまとめた「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する報告書」(平成27年4月2日)
において、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度(犯罪被害者が精神科医、
臨床心理士等(警察による部外カウンセリング委嘱を受けている者か否かを問わない。)
に受診した際の診療料又はカウンセリング料を、警察において支払う制度をいう。以下
同じ。)を全国展開していくことが望ましい旨が提言されたことを踏まえ、平成28年度
予算において、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費を都道
府県警察費補助金により予算措置したところである。

各都道府県警察においては、その趣旨を踏まえ、犯罪被害者等のニーズに応えるべく、
本取組が被害の潜在化防止にも資することを理解の上、都道府県費での確実な予算獲得
に尽力するとともに、別添の「犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担の実施要
領(案)」を参考としつつ、各都道府県の実情を踏まえて、当該カウンセリング費用の
公費負担の実施要領を定めるなどして、施策の適切な実施に努められたい。

犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担の実施要領（案）

1 趣旨

犯罪被害者やその遺族は、犯罪による生命、身体に対する直接的な被害のみならず、その後も精神的被害に苦しめられており、特に、殺人事件等の遺族や性犯罪等の事件の犯罪被害者については、非常に深刻な精神的被害を被ることが多いとされている。

これまで警察においては、部外カウンセラーによるカウンセリング制度（犯罪被害者やその遺族が、精神科医、臨床心理士等（警察による部外カウンセリング委嘱を受けている者に限る。）に受診した際の診療料又はカウンセリング料を、警察において支払う制度をいう。以下同じ。）を運用してきたところであるが、カウンセリングの実施者が特定の地域に所在する特定の精神科医等に集中することが多く、精神的被害の回復のためにカウンセリングを必要とする犯罪被害者等にとって、同制度を利用しにくい現状があるなどの課題があった。

そこで、犯罪被害者やその遺族がより利用しやすい制度として、犯罪被害者やその遺族が精神科医、臨床心理士等（警察による部外カウンセリング委嘱を受けている者か否かを問わない。）に受診した際に要した診療料又はカウンセリング料について、公費負担を行う措置（以下「公費負担制度」という。）を講ずるものである。

2 公費負担制度の対象者

犯罪被害者やその遺族（自らが被害に遭ったこと又は家族が犯罪被害により死亡したことを都道府県警察に対して申告した者）を公費負担制度の対象者とするが、必要に応じて、犯罪被害者の家族その他の関係者についても公費負担制度の対象者としても差し支えない。ただし、それらの者が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していることその他の事情から判断して、公費負担制度の対象とすることが社会通念上適切でないとする場合は、この限りでない。

また、公費負担制度の対象となる犯罪被害の範囲については、性犯罪、殺人、傷害致死、交通死亡事故その他必要と認められる事件による被害とする。

3 公費負担制度の対象となるカウンセリング

精神科医等の医師、臨床心理士等（犯罪被害者支援・治療に関する研修を受けるなど、十分な知識を有する者が望ましい。以下「実施者」という。）が公費負担制度の対象者の精神的被害の回復に効果があると認めた、診察又はカウンセリングとする。

ただし、医師が保険診療として実施する診察の診療料については、犯罪被害給付制度における重傷病給付金として支給対象となり得る場合があるので、注意すること。

4 公費負担制度の対象期間等

公費負担制度の対象期間等は、初診日より原則として上限1年間とし、受診等の回数に関する制限は特に設けないことを概ねの考え方とするが、制度趣旨等を勘案の上、必要に応じて1年間を超える期間を対象期間としても差し支えない。

5 留意事項

- (1) 診療料又はカウンセリング料の支払いに当たっては、医療機関等から警察へ直接請求する方法や、犯罪被害者等が既に自己負担で支出している診療料等について犯罪被害者等から警察へ請求する方法をとることにより、犯罪被害者等にとってできる限り負担が少なくなるよう努めること。
- (2) 部内職員に対して本施策の周知徹底に努めるほか、「被害者の手引」に本施策の内容を記載するなどして、犯罪被害者等に対して適切に本施策に係る情報提供や助言ができるよう配慮すること。
- (3) 都道府県知事部局の医療担当課及び犯罪被害者等施策主管課、医師会、臨床心理士会等の協力を受け、犯罪被害者等に対する心理療法等に精通した医師、臨床心理士等の情報収集に努め、犯罪被害者等のカウンセリングを実施している医師、臨床心理士等の情報を必要に応じて適切に犯罪被害者等に紹介できるよう配慮すること。

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律 概要

趣 旨

国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対する国外犯罪被害弔慰金等（国外犯罪被害弔慰金又は国外犯罪被害障害見舞金）の支給について必要な事項を定める。

定 義

- 国外犯罪行為：日本国外で行われた人の生命・身体を害する故意の犯罪行為
- 国外犯罪被害者：国外犯罪行為により死亡し、又は障害（障害等級第1級相当）が残った日本国籍を有する者（日本国外の永住者を除く。）

支給の対象

- 死亡した国外犯罪被害者の遺族[※]で第一順位遺族に該当する者に国外犯罪被害弔慰金（200万円）を、障害が残った国外犯罪被害者に国外犯罪被害障害見舞金（100万円）を、それぞれ支給する。
※ 日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。
- 次の場合には国外犯罪被害弔慰金等を支給しないことができる。
 - ① 国外犯罪被害者と加害者に親族関係があるとき。
 - ② 国外犯罪被害者が、正当な理由がなくて、治安の状況に照らして生命・身体に対する高度の危険が予測される地域に所在していたとき。
 - ③ 国外犯罪被害者が国外犯罪行為を誘発したときその他その責めに帰すべき行為があったとき。
 - ④ その他国外犯罪被害弔慰金等を支給することが社会通念上適切でないとき。
- 国外犯罪被害に関し国外犯罪被害者が業務に従事していたことにより支給される給付金等が支給される場合には、国外犯罪被害弔慰金等を支給しない。

支給手続等

- 国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする者は、都道府県公安委員会に申請し（日本国内に住所を有しない者は領事官経由可）、その裁定を受けなければならない。
- 都道府県公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に報告等を求めるとともに、外務省その他の公務所・公私の団体に協力を求めることができる。
- 外務大臣は、国外犯罪被害者等に関する情報を得たときは、できる限り速やかに国家公安委員会に提供するものとする。

※ 法の施行日は平成 28 年 11 月 30 日

国外において不慮の犯罪被害を受けた被害者等に対する特別給付金の
支給について

平成28年7月12日
閣 議 決 定

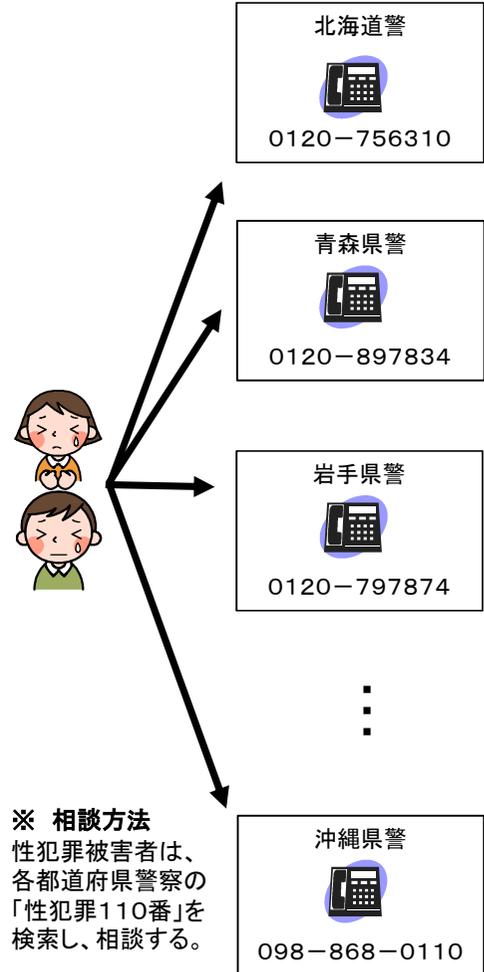
平成28年7月2日（日本時間）に発生したバングラデシュ・ダッカにおける襲撃事件の被害の状況に鑑み、国外犯罪行為（国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年6月7日法律第73号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する行為をいう。以下同じ。）により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は重度の障害が残ることが明らかな日本国民に対し、法の施行までの間、政府は、下記により特別給付金を支給することができるものとする。

記

- 1 国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は重度の障害が残ることが明らかな日本国民のうち、特別の措置が必要と認められるものに対し、国家公安委員会は、特別給付金を支給することができる。
- 2 特別給付金の額は、法第8条に規定するところによる。
- 3 特別給付金を支給する遺族の範囲及び順位は、法第5条に規定するところによる。
- 4 特別給付金は、平成28年6月7日から法の施行の日の前日までの間に発生した国外犯罪行為について、国家公安委員会の定めるところにより支給する。
- 5 その他特別給付金の支給に関し必要な事項は、国家公安委員会が定める。

性犯罪被害者相談電話番号の統一化(構想)

現 状



課題

- 認知度が低い
- 利便性が低い

その理由

- 各都道府県警察が、個別番号の広報活動を実施するため、広報対象が限定的
- 個別番号のため、全国規模の広報活動が困難
- 各都道府県ごとに個別番号で運用しているため、利用者に分かりにくい

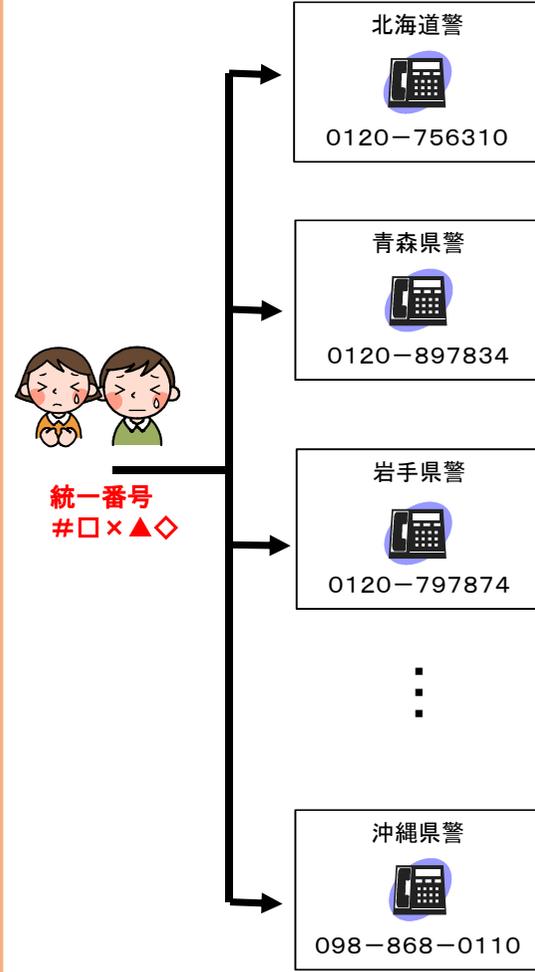
など



現状の番号も使いつつ、全国統一されたシンプルなダイヤル番号でも運用



全国統一ダイヤル化(構想)



期待される効果

- 各都道府県警察の広報活動に相乗効果
- 全国規模の周知活動による国民の認知度向上
- 都道府県に捉われることなく同一番号で利用が可能となり、利便性が向上

など

※ 統一番号について
短縮ダイヤル(#4桁番号)での運用を検討

※ 統一ダイヤルの運用が開始された場合も、各都道府県警察本部での対応は、現状の「性犯罪110番」窓口で対応

支え合い 寄り添う心 育んで

11月25日から 12月1日は 犯罪被害者週間 です。

犯罪被害者週間

中央イベント

参加費
無料

定員 180 名

知って、つなげて、支えよう

～性犯罪被害の実態を知る。被害者を適切な支援につなげる。被害者を社会全体で支える。～

日時

平成 28 年 12 月 1 日 木 13時30分～16時50分
(開場12時30分)

場所

イノカンファレンスセンター Room A

千代田区内幸町 2-1-1 ※会場へのアクセスは裏面をご覧ください。

プログラム

■ 主催者挨拶

■ 表彰式 犯罪被害者等に関する標語

■ 基調講演 「性犯罪被害の実態と被害者への支援」

講演者 小西 聖子 氏 武蔵野大学人間科学部長・心理臨床センター長

■ パネルディスカッション 「性犯罪被害者支援の取組と今後の課題」

第3次犯罪被害者等基本計画では、性犯罪等の被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する適切な支援が盛り込まれています。性犯罪は重大な人権侵害であり、性犯罪被害に遭われた方は、心身に大きなダメージを受けながらも、誰にも相談できなかったり、相談の過程で相手の心ない言動に傷つけられたり、必要な支援にたどり着けなかったりすることが少なくありません。被害者が安心して相談し、適切な支援を受けるためには、関係機関のみならず、被害者を取り巻く社会全体で、被害者の置かれた状況に対する理解と配慮を深め、被害者に寄り添うことが重要です。あなたの周りにも、誰にも相談できずに苦しんでいる被害者がいるかもしれません。被害者を適切な支援につなげて社会全体で支えるために、一緒に考えてみませんか。

コーディネーター

飛鳥井 望 氏 公益社団法人被害者支援都民センター理事長・
精神科医

パネリスト

小西 聖子 氏 武蔵野大学人間科学部長・
心理臨床センター長望月 晶子 氏 弁護士・NPO 法人レイブクライシス
センター Tsubomi 代表前田 裕司 氏 警視庁刑事部捜査第一課管理官
(性犯罪捜査指導官)

パネル展示

犯罪被害者団体等
の取組を紹介犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョットちゃん」